明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（経済産業四三）　一
〔告　示〕
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一三一三、一三一四）　八
○情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示
（経済産業一〇三）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第四十三号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三日

経済産業大臣　齋藤　健

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定の基準） **第四十一条**　法第三十一条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当すること。 イ　事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社（以下「会社」という。）のうち、取締役会設置会社（会社	（認定の基準） **第四十一条**　法第三十一条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社（以下「会社」という。）のうち、取締役会設置会社（会社法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役会、取締役会設置会社でない会社及びその他の法人又は団体にあっては取締役会に準ずる機関とする。以下同じ。）を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。 ［新設］

法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役会、取締役会設置会社でない会社及びその他の法人又は団体にあっては取締役会に準ずる機関とする。以下同じ。）を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。

ロ　事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、次に掲げる事項を含む企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（以下単に「戦略」という。）を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。　［新設］

(1)　戦略において、当該戦略を効果的に推進するための体制が示されていること。　［新設］

(2)　戦略において、最新の情報処理技術の活用のための環境整備に関する具体的な方策が示されていること。　［新設］

ハ　事業者が、戦略の達成状況に係る評価に関する指標を決定し、公表していること。　［新設］

ニ　事業者において、戦略の推進等の実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）が、効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信を実施していること。　［新設］

ホ　実務執行総括責任者が、主導的な役割を果たし、最新の情報処理技術の変化を踏まえた事業者が利用する情報処理システム（法第二条第三項に規定するものをいう。以下この条、第四十六条、様式第十六及び様式第十七において同じ。）における課題を把握していること。　［新設］

ヘ　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次号ニにおいて同じ。）に関する対策の的確な策定及び実施を行っていること。

ト　法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

二　次のいずれにも該当すること。

イ　前号イからトまでのいずれにも該当すること。

ロ　事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1)　運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携を円滑に行うための効率的なデータの流通、処理及び利用等に関する機能（以下「データ流通機能」という。）並びに当該連携を行うために複数の情報処理システムに共通して必要な機能（データ流通機能として備えるものを除く。以下「連携サービス機能」という。）を備える情報処理システム（以下「データ連携システム」という。）　［新設］

(2)　運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、

二　事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、次に掲げる事項を含む企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（以下単に「戦略」という。）を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。

イ　戦略において、当該戦略を効果的に推進するための体制が示されていること。

ロ　戦略において、最新の情報処理技術の活用のための環境整備に関する具体的な方策が示されていること。

運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとったもの

ハ　事業者が、データ連携システムにおいて扱うデータに関して、守秘義務の遵守、目的外利用の禁止その他のデータの管理に関する事項を定め、当該データ連携システムの利用者に取引条件として開示していること。

［新設］

ニ　事業者が、データ連携システムにおけるアクセス制御機能の整備、暗号化対策、サイバーセキュリティに関する対策、可用性の確保その他のデータ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じていること。

［新設］

ホ　事業者が、データ連携システムに接続する情報処理システムが満たすべき要件の明確化その他の情報処理システムの安全性及び信頼性が確保されていることを確認するために必要な措置を継続的に講じていること。

［新設］

ヘ　事業者が、データ連携システムと他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するために、当該データ連携システムが準拠する基準を公表していること。

［新設］

ト　事業者が、データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業の運営に活用される資源をいう。）を確保していること。

［削る］

［削る］

［削る］

四　事業者において、戦略の推進等の実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）が、効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信を実施していること。

五　実務執行総括責任者が、主導的な役割を果たし、最新の情報処理技術の変化を踏まえた事業者が利用する情報処理システム（法第二条第三項に規定するものをいう。以下この条、第四十六条、様式第十六及び様式第十七において同じ。）における課題を把握していること。

六　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施を行っていること。

［新設］

三　事業者が、戦略の達成状況に係る評価に関する指標を決定し、公表していること。

（認定の失効）

第四十一条の二　前条第一号に掲げる基準による認定（以下「第一号認定」という。）を受けた事業者が同条第二号に掲げる基準による認定を受けたときは、第一号認定は、その効力を失う。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十六及び様式第十七を次のように改める。

様式第16（第40条関係）（第一面から第三面まで）

認定申請書

申請年月日　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称
（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

住　　所　〒

法人番号

情報処理の促進に関する法律第31条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第41条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況

(1)　企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定

公表媒体（文書等）の名称	

公表日	年　月　日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

⑵　企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年　月　日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

①　戦略を効果的に進めるための体制の提示

戦略における記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

②　最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

戦略における記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

⑶　戦略の達成状況に係る指標の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年　月　日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

⑷　実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

発信日	年　月　日
発信方法	
発信内容	

⑸　実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

実施時期	年　月頃　～　年　月頃
実施内容	

⑹　サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

実施時期	年　月頃　～　年　月頃
実施内容	

（注）⑴～⑶の取組において公表先のＵＲＬを提出しない場合は次の①の書類を、⑷の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのＵＲＬを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。

①　⑴～⑶の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）

②　⑷の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）

③　⑴の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、⑵の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）

④　⑸～⑹の取組における、実施内容を補足説明するための書類

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第16（第40条関係）（第四面及び第五面）

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

⑴　データ連携システムの運用及び管理に関する説明

データ連携システムの目的、概要に関する説明	
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年　月　日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	

⑵　利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

⑶　データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

⑷　データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

⑸　他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表

公表媒体（文書等）の名称	
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明	

⑹　データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保

経営の安定性の確保に関する説明	
経営資源の確保に関する説明	

㈱　⑴～⑹の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第16（第40条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

様式第17（第42条関係）（第一面から第三面まで）

認定更新申請書

申請年月日　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称
（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

住　　所　〒

法人番号

情報処理の促進に関する法律第32条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第41条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況

⑴　企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年　　月　　日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

⑵　企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年　　月　　日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

①　戦略を効果的に進めるための体制の提示

戦略における記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

②　最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

戦略における記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

⑶　戦略の達成状況に係る指標の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年　　月　　日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

⑷　実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

発信日	年　　月　　日
発信方法	
発信内容	

⑸　実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

実施時期	年　　月頃　～　　年　　月頃
実施内容	

⑹　サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

実施時期	年　　月頃　～　　年　　月頃
実施内容	

（注）⑴～⑶の取組において公表先のＵＲＬを提出しない場合は次の①の書類を、⑷の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのＵＲＬを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。

①　⑴～⑶の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）

②　⑷の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）

③　⑴の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、⑵の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）

④　⑸～⑹の取組における、実施内容を補足説明するための書類

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第17（第42条関係）（第四面及び第五面）

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

⑴　データ連携システムの運用及び管理に関する説明

データ連携システムの目的、概要に関する説明	
データ連携システムの運用及び管理を開始した日	年　　月　　日
ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称	
開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明	
データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明	

⑵　利用者に対するデータの管理に関する事項の開示

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

⑶　データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

⑷　データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施

文書等の名称	
記載箇所・ページ	
実施内容	

⑸　他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表

公表媒体（文書等）の名称	
準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明	

⑹　データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保

経営の安定性の確保に関する説明	
経営資源の確保に関する説明	

㈱　⑴～⑹の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第17（第42条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。